

共架契約約款 ＜改訂履歴＞

2019年4月1日 制定

2023年4月3日（改定07）

東電タウンプランニング株式会社

【改定履歴】

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
00	2019 年 4月 1日	-	-	-	制定
01	2020 年 2月 12日	P85	2-3 可否判定申込における留意点（共架点設備） (2)可否判定申込における留意点 ②共架設備の種類によつては、施設電柱が公道上に施設されていない等条件が付されているものがあります。当社技術基準をご確認ください。	(※②削除により、以降の番号は変更)	削除 (条件緩和のため)
		別冊 機器設備施設共架技術基準	(重量の上限および機器施設用腕金の耐荷重) 第7条 共架事業者が取り付ける機器設備の総重量は、機器施設用腕金の重量を含め30kg以下とすること。 2-機器施設用腕金は、電柱に取り付けた状態で…	(機器施設用腕金の耐荷重) 第8条 機器施設用腕金は、電柱に取り付けた状態で…	重量の上限の削除 (条件緩和のため)
				(共架柱への荷重計算) 第7条 共架事業者の電柱中間部利用設備は共架柱に及ぼす荷重について… (※第7条追加により、以降の条・図番号は変更)	共架柱への荷重計算追加（重量の上限緩和のため追加）

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
02	2020 年 5月 1日	P.26	表 5 共架料以外の費用 工事費 :共架に・・・電 力設備の改修工事費用 建設費分担金(道路管理 者) :道路管理者が ための費用	表 5 共架料以外の費用 工事費 :共架に・・・電 力設備の改修工事, 頂部 共架工事に伴う無停電工 事費用 建設費分担金(道路管理 者) :大型街路灯 (表 1 中 の⑧) の施設にあたっ て, 共架料に代えて, 電 柱建設費の応分負担をい ただくもの	頂部共架 取扱変更 誤記修正
		P.33	4-1 工事費 共架に際し・・・電力設 備の改修工事費用です。	4-1 工事費 共架に際し・・・電力設 備の改修工事, 頂部共架 工事に伴う無停電工事費 用です。	頂部共架 取扱変更
		P.57	4-5 建設費分担金 道路管理者が共架事業者 の場合で, 大型街路灯 (表 1 中の⑧) の施設に あたって, 新設時の ものです。	4-5 建設費分担金 道路管理者が共架事業者 の場合で, 大型街路灯 (表 1 中の⑧) の施設に あたって, 共架料に代え て, 電柱建設費の応分負 担をいただくものです。	誤記修正

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
02	2020 年 5月 1日	P.104	(2) 電柱頂部の工事保守 会社 電柱頂部を対象と する共 架工事を行う工 事保守会 社、及び工事 保守責任者 の届け出に ついては、当 社との協 議が必要です。協議の 中で認定を含む手 順を 説明します。	(2) 電柱頂部の工事保守 会社 電柱頂部を対象と する共 架を行う工事・ 保守につ いては、東電 P Gの配電 設備上部と いう特殊環境 で作業に 従事することから、当 社が指定工事会社 とし て実施いたします。電 柱頂部を対象とする共 架を希望される事業者 は、東電 P G、当社の三 者間にて、工事会社指定 に関する協定を共架契約 と別途締結いただきま す。詳細は協議の中で手 順を説明します。	頂部共架 取扱変更
		無線基地局等の電柱頂部利用技術基準 別冊 電柱頂部アンテナ取付方式による	第3条 電柱頂部利用柱と して使用する東電 P G電 柱は、次の要件をすべて 満足する10m以上のコ ンクリート柱・分割式複 合柱とする。ただし電柱 頂部利用設備取付に際 し、保守・保安上支障を 及ぼす恐れのある電柱は 対象外とする。	第3条 電柱頂部利用柱 として使用する東電 P G 電柱は、次の要件をすべ て満足する10m以上の コンクリート柱および分 割式複合柱の一部とする (分割式複合柱の利用可 否は当社へお問い合わせ ください)。ただし電柱頂 部利用設備取付に際し、 保守・保安上支障を及ぼ す恐れのある電柱は対象 外とする。	「電柱頂部 利用柱の種 類」の補足 事項追記

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
02	2020 年 5月 1日	別冊 電柱頂部アンテナ取付方式による無線基地局等施設工事・保守基準	<p>3. 工事・保守会社の認定 ←←←</p> <p>4. 工事・保守上の留意事項</p> <p>(1) 工事 a. 電力供給に支障となる停止工事は、原則として実施しない。</p> <p>b. 当該工事は、高圧線上部作業となることから、必ず保護具を着用し、充電部の防護を行い、専任監視員を設けること。</p>	<p>3. 工事・保守と電柱頂部利用設備運営上の留意事項</p> <p>電柱頂部利用の工事・保守作業は、充電中の東電 P G 配電設備の上部という特殊環境で実施されることから、東電タウンプランニング株式会社（以下、当社という）が指定工事会社として対応する。工事会社指定の対象範囲は、電柱上の東電 P G 配電設備施設範囲（保安ポイント上部）における作業とする。工事・保守の作業区分については表 1 に示す。 a . 高圧線上部作業となる場合は、原則停止工事として安全確保を図るものとする。但し、東電 P G の施工基準に基づき工事実施可能と判断される場合には、例外的に高圧線充電中での工事も可能とする。 b . 高圧線充電中での工事となる場合は、必ず保護具を着用し、充電部の防護を行い、専任監視員を設けること。</p>	頂部共架 取扱変更

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
02	2020 年 5月 1日	別冊 電柱頂部アンテナ取付方式による無線基地局等施設工事・保守基準	<p>e. 東電PG配電工事と・・・を変更する。ただし、・・・承認を受けること。f. アンテナ部設置工事・・・提出すること。g. 電柱頂部利用事業者は、・・・把握すること。(2)保守a. 建築工事箇所等での・・・あります。 b. 電柱頂部アンテナ部と・・・実施すること。 c. 配電線事故が・・・あります。 d. 電柱頂部利用事業者は、2年に1回以上設備に対し定期的な巡視を行い、その結果を東電タウンプランニングに報告すること。 e. 不良個所は、添付資料2の表に・・・行うこと。 f. 不良設備の・・・その都度協議とする。</p> <p>5. 連絡体制</p> <p>6. その他 別紙—1—様式—1～9—添付資料1 添付資料2 添付資料3</p>	<p>e. 作業範囲を停止とするための無停電工事を除き、東電PG配電工事と・・・を変更する。</p> <p>f. 電柱頂部利用事業者は、・・・把握すること。</p> <p>g. 建築工事箇所等での・・・あります。 h. 電柱頂部アンテナ部と・・・実施すること。 i. 配電線事故が・・・あります。 j. 電柱頂部利用事業者は、2年に1回以上設備に対し定期的な巡視を行い、その結果を当社に報告すること。</p> <p>k. 不良個所は、添付資料1の表に・・・行うこと。 l. 不良設備の・・・その都度協議とする。</p> <p>表1. 頂部アンテナ施設工事・保守の取り扱い</p> <p>4. その他</p> <p>添付資料1</p>	頂部共架取扱変更

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
03	2021 年 4月 1日		消費税別表示	本体価格と税込価格を併記	価格表示 方法の変 更
		P.2	§§共架事業者	§共架事業者	誤記修正
		P.6	(3)河川氾濫の監視を目的に設置するカメラ+	(3)河川氾濫の監視を目的に設置するカメラ	誤記修正
		P.8	表3 ⑫火災報知器施設	表3 ⑫火災報知器施設	
		P.99	⑥第三者による申込の扱い・・・あります。 ⑦電力供給を伴う場合の扱い・・・となります。	⑦第三者による申込の扱い・・・あります。 ⑧電力供給を伴う場合の扱い・・・となります。	誤記修正
		P.100	(6)道路占有申請・使用許可への活用・・・通知文にはその旨を反映させます。ます。なお、	(6)道路占有申請・使用許可への活用・・・通知文にはその旨を反映させます。なお、	誤記修正

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.1	東電 PG の行う電気事業の遂行に支障をきたさない一定の条件を満たせば、 東電 PG の電柱* にこれらの設備を設置すること（以下、 共架（きょうが） という）ができます。 ホームページ	東電PGの行う電気事業の運営（電気託送料金に影響を与えない等）ならびに電気設備の運用に支障をきたさず、本約款に記載の条件を満たせば、 東電 PG の電柱* にこれらの設備を設置すること（以下、 共架（きょうが） という）ができます。 ウェブサイト	文面修正
		P.3	5 本約款の変更 当社は、本約款を変更することがあります。また本約款を変更する場合、当社のホームページによる通知の他、変更により利害発生が懸念される共架事業者には、個別に文書等で通知することとします。	5 本約款の改定 当社は、本約款を改定することがあります。約款改定後、共架事業者が改定後の約款に基づく共架を継続する場合は、改定後の内容を同意したものとみなします。また本約款を改定する場合、当社のウェブサイトによる通知の他、改定により利害発生が懸念される共架事業者には、個別に文書等で通知することとします。	改定の取扱について追記
		P.4		⑩ 浸水センサ装置 点 +++ 浸水センサ装置：公益性のある団体の事業の用途	追加

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.5	東電 PG設備の保守, な らびに運用に著しい支	東電 PGの行う電気事業の 運営, 電気設備の運用に支	修正
		P.8		⑰ 浸水センサ装置 ○	追加
		P.9	(1) 共架柱に関する基本的 考え方 , 次の [条件 1] ~ [条件 3]	(1) 共架柱に関する基本的 考え方(共通) 次の (2) ~ (4) の条 件 支柱への共架は原則とし てお断りいたします。現 場状況により, 支柱への 共架がやむを得ないと判 断される場合には, 支柱 強度への影響緩和をご検 討いただき, 予めの協議 を行った上で, 可否判定 を行う事となります。状 況, ご要望の判るものを 添え, 共架可否判定申込 前に, ご相談をお願いし ます。 この場合, 共架事業者は , ご自身にてご準備いた だいた共架金物を使用し , 共架設備を取付けてい ただく場合がございます 。	電柱頂部ア ンテナ取扱 追記による 文章構成変 更・追記

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.10		<p>(2) 共架可能な線設備</p> <p>(3) 共架可能な点設備（電柱頂部アンテナ以外）</p> <p>〔条件1〕 共架施設の地上高が確保できること。電線施設類の地上高は、電線施設技術基準によります。</p> <p>〔条件2〕 配電設備および他の共架施設との離隔距離が確保できること。電気設備技術基準の解釈第88条および有線電気通信設備令第9条、同施行規則第14条に定める離隔距離を確保いただきます。</p> <p>〔条件3〕 機器ごとに定める技術基準を逸脱しない設備であること。</p> <p>別冊に定める対象の技術基準を逸脱しない設備であること。</p>	電柱頂部アンテナ取扱 追記による 文章構成変更・追記

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.11		<p>(4) 共架可能な点設備（電柱頂部アンテナ）</p> <p>共架柱として使用する電柱は、別冊の「電柱頂部アンテナ取付方式による無線基地局等の電柱頂部利用技術基準」に定める電柱頂部利用柱の種類（第3条）の通りとします。</p> <p>なお同別冊の第4条から7条に定める事項についても遵守しなければなりません。</p>	電柱頂部アンテナ取扱追記による文章構成変更・追記

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.11	<p>(5) 支柱共架の取扱い 支柱のみへの共架, 及び 本柱と合わせた振れ止め としての支柱への共架は , 原則としてお断りいた します。現場状況により , 支柱への共架がやむを 得ないと判断される場合 には, 支柱強度への影響 緩和をご検討いただき, 予めの協議を行った上で , 可否判定判断を行う事 となります。状況, ご要 望の判るものを添え, 共 架可否判定申込前に, ご 相談をお願いします。</p> <p>この場合, 事業者にてご 準備いただいた共架金物 を使用し取付けいただく 場合がございます。</p>		電柱頂部ア ンテナ取扱 追記による 文章構成変 更・追記

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.16		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>* Webシステムとは、共架 総合管理システム(KOSMS)を指し、インターネット 経由で共架申込手続きが行 え、ご利用状況が確認でき るシステムです。</p>	Webシス テムの注釈 追記
		P.17	⑥ 共架事業者の連絡方法 (代表電話・連絡メール 等)	<p>⑥ 共架事業者の連絡方法 (代表電話・メールアドレス 等)</p> <p>Webシステムから各申込 時、情報連絡等をメール にて発信するため、确实 に連絡の取れるアドレス の登録が必要となりま す。また、アドレス追 加・変更時は直ちに当社 へ報告してください。</p>	メールアド レスの使用 用途追記
		P.21	当社は共架設備改修の日 程、完了希望日	当社は東電PG工事予定日 , 共架改修の完了期限日	誤記修正

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.35	「共架可, ただし工事費 負担による東電設備改修 後」**** **** 「共架可, ただし 工事費負担による東電設 備改修後」 :	「条件付可」**** **** 「条件付可」 : また, 電柱頂部アンテナ 工事による東電PG工事 (無 停電工事) もこれに該 当します。	「共架可, ただし工事 費負担によ る東電設備 改修後」の 取扱変更
		P.40		※電柱頂部アンテナの撤 去・取替は, 工事前に行 っていただく申込の際, 工事前の電柱全景写真に 必要な, Webシステムへ 入力・申請	電柱頂部ア ンテナ取扱 の追加
		P.50	V章3条③項に	V章3条(3)③項等に	誤記修正
		P.53	線設備	点・線設備	追加
		P.72	当社に宣言していただき ます。 宣言した工事完了予定日 までに	当社に報告していただき ます。 報告した工事完了予定日 までに	誤記修正
		P.73	次の 8-1~8-3 条	次の 8-1~8-4 条	誤記修正

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.73		<p>8-4 中間部基地局共架に関する義務</p> <p>① エントランス回線, 中継回線を確保するために必要な調整を適切に進めなければなりません。</p> <p>② 無線局の免許（電波法第4条第1項）を取得するために必要な調整を適切に進めなければなりません。</p>	取扱変更による追加
			<p>所定の方法で2週間程度で竣工報告を行わねばなりません。</p> <p>所定の方法で2週間程度で竣工報告を行わねばなりません。</p>	<p>所定の方法で2週間後までに竣工報告を行わなければなりません。</p> <p>所定の方法で2週間後までに竣工報告を行わなければなりません。</p>	誤記修正
		P.76		また, 点設備においても同様の扱いとなります。	追加
		P.81		また確実に共架することができることを保証した通知ではありません。	留意事項追記

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.83	<p>⑨ NTT 柱への共架はこの可否判定申込の対象ではありません。NTT柱への共架希望の方は、NTTへ申込を行ってください。また NTT 柱への共架に伴っての配電設備改修工事は、NTT から当社への依頼を受けてからの扱いとなります。</p> <p>なお、この工事に関わる負担工事費は、当社と共架事業者で直接 やり取りされます。</p>	<p>NTT 柱への共架はこの可否判定申込の対象ではありません。NTT柱への共架希望の方は、NTTへ申込を行ってください。</p>	内容削除
		P.85	ホームページ	ウェブサイト	誤記修正

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.87	④ NTT 電柱の頂部へ架 空地線施設用キャップ（ 以下、GW キャップとい う）を取付ける場合も、 同章 2-1 条（3）項⑨に より扱いますが、NTT を 介し可否判定に準じた作 業が行われ、NTT を介し 結果が 回答されます。こ の際、当社は可否判定費 用をいたしません。こ の結果を受け、GW キャ ップの取付が必要との回 答がされた場合、その工 事費、GW キャップの費 用負担は共架事業者とな ります。		内容削除
		P.90	「共架可」の可否判定結 果を得た電柱 原則として、可否判定結 果回答した日から ただし、やむを得ない事 由により	「共架可」および「条件 付可」の可否判定結果を 得た電柱 可否判定結果回答した日 から やむを得ない事由により	誤記修正

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.91		・ IV章 8-4 条に示す中間基地局共架に関する調整が必要な場合、その調整が完了した旨	取扱変更による追記
		P.92	特定共架施設の設置を希望する共架事業者,	共架施設の設置を希望する共架事業者,	誤記修正
		P.93		・ 電柱頂部アンテナは東電PG工事調整を電柱1本毎に行う必要があるため、申込を電柱1本単位で行って下さい。	電柱頂部アンテナ留意事項追記
		P.94	「条件付可 ただし配電工事完了後」	「条件付可」 ・ 地権者・周辺住民・自治体などの第三者都合等により工事が実施出来ない場合がございます。工事不可により共架工事が出来なくても、当社、及び東電PGはその責を負いません。	誤記修正 配電工事の留意事項追記

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.96 ～97	<p>① 共架開始通知の発行要件 共架が可能となる開始通知は、次に示す（１）～（５）の条件・・・ （４）IV章 8-3 条（工事会社）の報告が完了している。 共架工事にあたり必要となった、東電 PG の電柱、及び電力設備の改修が全て完了している。</p>	<p>① -1 共架開始通知の発行要件（無停電工事を伴う電柱頂部アンテナを除く） 共架が可能となる開始通知は、次に示す（a）～（e）の条件・・・ d. IV章8-4条（中間部基地局共架）の必要な調整が完了している。 e. IV章 8-3 条（工事会社）の報告が完了している。 共架工事にあたり必要となった、東電 PG の電柱、及び電力設備の改修が全て完了している。</p>	電柱頂部アンテナ取扱の追加による変更

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.97 ～98		<p>① -2 共架開始通知の発行要件（無停電工事を伴う電柱頂部アンテナ）</p> <p>無停電工事を伴う電柱頂部アンテナの開始通知は、共架工事完了後に通知されます。工事可能通知については、次に示すa～dの条件が全て整ったことを確認した上で、東電PG工事日が確定次第、工事日を記載し通知いたします。よって、共架事業者は、この通知を受けるまで工事を行ってはなりません。・・・d. IV章8-4条（中間部基地局共架）の必要な調整が完了している。</p>	電柱頂部アンテナ取扱の追加による変更

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.98	共架工事予定日 共架工事予定日を明らか にして下さい。	共架工事完了予定日 共架工事予定日を報告し て下さい。	誤記修正
		P.105		② 電柱頂部アンテナを 撤去する際は、東電PG工 事が発生することがある ため、設備撤去実施前に 申込をして頂きます。	電柱頂部ア ンテナの取 扱追加

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.106		<p>② 電柱頂部アンテナ撤去 申込単位を決定する上で の注意</p> <p>電柱頂部アンテナ撤去は 東電PG工事調整を電柱1 本毎に行う必要があるた め、撤去申込を電柱1本 単位で行って下さい。</p> <p>⑤ 電柱頂部アンテナ撤去 工事に伴う東電PG工事を 要する申込における留意 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業範囲内の無停電工 事を実施する際、工事手 配の調整にある程度の日 数がかかります。工事遅 延により共架工事工程に 影響が出た場合等の事象 が発生した場合、当社お よび東電PGはその責を負 いません。 	電柱頂部ア ンテナの取 扱追加

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.106		<p>(4)電柱頂部アンテナ撤去工事に伴う工事着工の通知の発行</p> <p>電柱頂部アンテナ撤去工事前に頂いた申込について東電PG工事の調整をさせていただきます。電柱頂部アンテナ撤去は、東電PG工事に合わせて行って頂くため、工事着工の通知にて東電PG工事日をお知らせいたします。この通知により通知された日にて、電柱頂部アンテナ撤去を実施して頂きます。</p> <p>ただし、配電工事が伴わない場合はこの限りではありません。</p>	電柱頂部アンテナの取扱追加

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.107		<p>6 電柱頂部アンテナ 取替申込の手続き</p> <p>(1) 電柱頂部アンテナ 取替申込とは</p> <p>①共架取替申込は、電柱 頂部アンテナ設備におい て故障取替や補修等を行 う際の申込みです。</p> <p>②電柱頂部アンテナ設備 の故障取替や補修等を行 う際に、東電PG工事（無 停電工事）の準備がある ため、事前に申込が必要 となります。</p> <p>(2) 共架取替申込の方 法</p> <p>①Web入力による取替申 込は、原則として、当社 が準備する Webシステ ムを使用して頂きます。 また、申込後の共架事業 者と当社の連絡、及び結 果の通知についても Webシステムを使用して 頂きます。Webシステム の使用方法については、 別冊「共架申込システム 操作ガイド」を参照願 います。</p>	電柱頂部ア ンテナの取 扱追加

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.107		<p>②申請代行入力 共架事業者が、前項のWebシステムを使用した申込が出来ない場合、当社が代行入力を行うことができます。ただし、その場合は申込代行入力手数料が発生します。</p> <p>なお、申込代行を希望される場合、共架事業者と当社で事前協議を要します。事前協議によって、申込代行入力の日程を決定します。</p> <p>(3) 共架取替申込における留意点</p> <p>①第三者による申込の扱い</p> <p>当社と共架契約を締結した共架事業者から委任を受けた第三者が取替申込を行おうとする場合、当該第三者は、当該共架事業者との関係性を証する、委任状、又は発注書の写し等の書類を提出することが必要になります。</p>	電柱頂部アンテナの取扱追加

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.107		<p>②申込単位を決定する上での注意 電柱頂部アンテナ撤去は東電PG工事調整を電柱1本毎に行う必要があるため、撤去申込を電柱1本単位で行って下さい。</p> <p>③共架取替申込の成立 取替申込は、申込内容に形式的不備がない状態で受付が完了します。 取替申込の受付日は、Webシステムを用いた共架事業者による申込の入力完了、もしくは当社が代行入力完了した、当社翌営業日とします。</p>	電柱頂部アンテナの取扱追加

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.108		<p>④配電工事を要する場合の申込における注意点 作業範囲を停止とするための無停電工事を実施する際、工事手配の調整にある程度の日数がかかります。工事遅延により共架工事工程に影響が出た場合等の事象が発生した場合、当社および東電PGはその責を負いません。</p> <p>(4) 共架着工可能通知の発行 共架が着工可能となる通知は、同章3条(4)に示す条件が全て整ったことを確認して行います。よって、共架事業者は、この通知を受けるまで工事を行ってはなりません。</p>	電柱頂部アンテナの取扱追加

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.109	6 工事会社認定の手続き	7 工事会社認定の手続き	誤記修正
		P.111	7 代理手続者の登録手続 き (1)共架事業者が, 共架 可否判定, 新設申込, 撤 去申込,	8 代理手続者の登録手 続き (1)共架事業者が, 共架 可否判定, 新設申込, 撤 去申込, 取替申込	誤記修正 取替申込追 加
		P.112	8 所有権移転申込の手続 き	9 所有権移転申込の手続 き	誤記修正
		P.115	9 契約内容変更申込の手 続き	10 契約内容変更申込の 手続き	誤記修正

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.116	<p>10 共架事業者が東電 PG の電柱に対して変更を求める場合の手続き</p> <p>その際には当社にもその旨の情報をいただけると、NTTからの依頼の後の対応が円滑に行えます。NTTからの依頼無く、共架事業者様からの依頼で東電設備の改修を行う場合、その費用負担は、依頼者である共架業者となります。</p> <p>東電 PG の電柱（腕金の変更・追加を含む）、及び他の共架事業者の共架設備の変更を求める場合、当社に対して協議を申し入れて下さい。</p>	<p>11 共架事業者が自ら東電 PG の電柱等に対して変更を求める場合の手続き</p> <p>東電 PG 電柱に施設されている設備（腕金の変更・追加を含む）、及び他の共架事業者の共架設備の変更を求める場合、当社に対して協議を申し入れて下さい。なお、NTT 電柱の施設設備に関してはNTTへ協議を申し入れ下さい。</p>	<p>誤記修正</p> <p>内容削除</p>
			<p>11 申込みと相違のある共架設備が</p>	<p>12 申込みと相違のある共架設備が</p>	<p>誤記修正</p>

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
04	2021 年 9月 1日	P.117	12 共架事業者自らの事由 による共架設備の変更の 要件	13 共架事業者自らの事 由による共架設備の変更 の要件	誤記修正
		P.118		ただし、電柱建替時の工 法によっては当社又は東 電 P Gにて共架設備の仮 工事を実施する場合があ ります。その場合、当社 は共架事業者はその旨を 事前に通知します。	特殊工法に おける取扱 変更
		P.120	次の手順に該当しない状 況 着工可能予定日と完了希 望日を連絡・調整する等	(3) ①～③の手順に該 当しない状況 着工可能予定日と工事完 了予定日を連絡・調整す る等	誤記修正
		P.121	当社は共架設備改修の完 了希望日	当社は共架改修期限	誤記修正
		P.124	I 章8 条(3)項	I 章 9 条(3)項	誤記修正

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
05	2022 年 2月 1日	P.5	(お断りしている例)) 電源供給器 (蓄電池等を搭載したもの), スピーカー, 電話機類, 非常用回転灯等の機器 類	(お断りしている例) 電源供給器 (当社技術基準を満たす蓄電池以外のもの), スピーカー, 電話機類, 非常用回転灯等の機器 類	表記の修正
		P.137	・ 機器設備施設共架技術基準 <対象設備> 【点設備】電柱中間部防犯カメラ施設〔防犯カメラ〕 【点設備】短期共架施設〔臨時施設〕 【点設備】電柱中間部基地局等施設〔中間部基地局〕	・ 機器設備施設共架技術基準 <対象設備> 【点設備】電柱中間部防犯カメラ施設〔防犯カメラ〕 【点設備】短期共架施設〔臨時施設〕 【点設備】電柱中間部基地局等施設〔中間部基地局〕 【付属設備】機器設備 (蓄電池設置) 施設	追加

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
06	2022 年 4月 1日	改訂履 歴	契約約款に掲載	契約約款から削除	改訂履 歴の別 掲載
		P.120 ～ P.122		<p>1 -2. 当社又は東電PGにて共架設備の仮工事を実施する共架設備の変更依頼 (当社又は東電PGにて共架設備の仮工事を実施する場合)</p> <p>(1) 当社又は東電PGにて共架設備の仮工事を実施する共架設備の変更とは、・・・</p> <p>(5) 仮工事後の設備変更依頼受領後の共架事業者の対応 共架事業者は、本項(3)④の連絡を受けた後、速やかに共架設備の健全性確認・本工事の実施とⅦ章2条に示す共架竣工報告を行わなくてはなりません。</p>	新たな設備変更運用の追加 (当社又は東電PGにて共架設備の仮工事を実施する場合)

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
07	2023 年 4月 3日	P.4 表1	⑰浸水センサ装置	⑰センサ類＋＋＋施設（ 浸水センサ，自動運転用 センサ，その他センサ類 ）〔センサ類施設〕	許可種 類拡大 のため 文言修 正
		P.4	＋＋＋浸水センサ装 置：公益性のある団 体の事業の用途	＋＋＋センサ類：行政の 実施する公益性のある事 業の用途	許可種 類拡大 のため 文言修 正およ び明確 化
		P.8 表3	⑰浸水センサ装置	⑰センサ類施設 E 公衆安全活動 ○追加 F 防災活動 ○追加 G 交通安全活動 ○追加	許可種 類拡大 のため 文言修 正およ び追記
		P.28 表5	大型街路灯（表1中 の⑧）の施設にあた って，共架料に代え て，電柱建設費の応 分負担をいただくも の	大型街路灯（表1中の⑧ ）の施設にあたって，共 共架料に代えていただく 費用	内容の 明確化
		P.29		⑥インボイス制度導入に 伴う対応について 括弧内の表示については1 ポイントの単価へ税率を 乗じた金額になります。 ご請求金額については、 請求書毎の本体額合計へ 税率を乗じてご請求いた します。	インボ イス制 度導入 に伴う 追記

		<p>P.139</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器設備施設共架技術基準 <p><対象設備></p> <p>【点設備】電柱中間部防犯カメラ施設〔防犯カメラ〕</p> <p>【点設備】短期共架施設〔臨時施設〕</p> <p>【点設備】電柱中間部基地局等施設〔中間部基地局〕</p> <p>【付属設備】機器設備（蓄電池設置）施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器設備施設共架技術基準 <p><対象設備></p> <p>【点設備】電柱中間部防犯カメラ施設〔防犯カメラ〕</p> <p>【点設備】短期共架施設〔臨時施設〕</p> <p>【点設備】電柱中間部基地局等施設〔中間部基地局〕</p> <p>【付属設備】機器設備（蓄電池設置）施設</p> <p>【点設備】センサ類施設（浸水センサ, 自動運転用センサ, その他センサ類）〔センサ類施設〕</p>	<p>技術基準統一のため追記</p>
		<p>P.140</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水センサ装置共架技術基準 <p><対象設備></p> <p>【点設備】浸水センサ装置</p>		<p>技術基準統一化のため削除</p>
	別冊 機器設備施設共架技術基準	<p>（設置数の上限）</p> <p>第3条 共架事業者の設備は、他の事業者の基地局、機器設備などの申請および設置がされていない東電PGの電柱へ設置できるものとし、1柱1装置とする。</p>	<p>（設置数の上限）</p> <p>第3条 共架事業者の設備は、他の事業者の基地局、機器設備などの申請および設置がされていない東電PGの電柱へ設置できるものとし、1柱1契約とする。</p>	<p>電柱シェアリングに伴い機器設置数の変更</p>

	別冊 電柱頂部アンテナ取付方式による無線基地局等の電柱頂部利用技術基準	(基地局等施設数) 第4条 共架事業者の設備は、他の基地局の申請、及び設置の無い東電PG電柱へ施設するものとし、1柱1基地局とする。	(基地局等施設数) 第4条 共架事業者の設備は、他の基地局の申請、及び設置の無い東電PG電柱へ施設するものとし、1柱1契約とする。	電柱シェアリングに伴い機器設置数の変更
	別冊 カメラ装置付街路灯共架技術基準	(設置数) 第3条 カメラ付街路灯は、他の公衆街路灯の申請および設置がされていない東電PGの電柱へ設置できるものとし、1柱1装置とする。	(設置数) 第3条 カメラ付街路灯は、他の公衆街路灯の申請および設置がされていない東電PGの電柱へ設置できるものとし、1柱1契約とする。	電柱シェアリングに伴い機器設置数の変更
	別冊 【付属設備】 機器設備(蓄電池設置)施設共架技術基準	(設置数の上限) 第3条 共架事業者の設備は、他の事業者の基地局、機器設備などの申請および設置がされていない東電PGの電柱へ設置できるものとし、1柱1装置とする。	(設置数の上限) 第3条 共架事業者の設備は、他の事業者の基地局、機器設備などの申請および設置がされていない東電PGの電柱へ設置できるものとし、1柱1契約とする。	電柱シェアリングに伴い機器設置数の変更

改定 番号	制定・ 改定日	掲載 箇所	改定前	改定後	備考
08	2024.4 .1	P26 共架にかかわ る費用 表4	防犯カメラ付街路 灯を除く共架点設備 200円（注意）	防犯カメラ付街路灯を除 く共架点設備 200円	2024.3 末をもっ て特別措 置期間終 了のため 記載を削 除
			（注意）・既存設 備や移行期の特別 措置 ① 2019年3月末ま でに竣工処理（ 竣工届が提出さ れ、竣工結果「 良」と確認）さ れたものは、 2024年3月末ま で100円となり ます。 ② 東電PG契約下で 2019年3月以前 に竣工処理され た既存設備でも 2019年4月1日 以降に当社と契 約締結されたも のには、この特 別処理は適用さ れません。	記載削除	